

国保の保険証が桃色に 保険税額も一部変更

限度額認定証の更新や国民健康保険税の支払いを忘れずに

現在の藤色の国民健康保険被保険者証は、有効期限が7月31日(月)です。市は桃色の新しい被保険者証を7月中旬から郵送します。7月31日(月)までに届かないときは、市健康づくり課へ問い合わせてください。また、職場の健康保険に加入したときなどは、14日以内に届け出ないと保険税の二重払いになる可能性があるので注意してください。



限度額認定証は8月中旬に更新を

現在の「限度額認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が7月31日(月)です。8月以降も認定証が必要な人は更新手続きをしてください。詳しくは、市公式サイトで確認できます。

- 更新受付期間 8月1日(火)～31日(木)
- 受付場所 市役所柳川庁舎健康づくり課、大和・三



橋市民サービス課
●必要なもの 対象者本人の被保険者証、窓口に来る人の本人確認書類(免許証など)、世帯主や対象者の個人番号が分かるもの

国民健康保険税の一部が変更

国民健康保険税は医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分(40～64歳の被保険者が対象)で構成されています。国の税制改正により、市の国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金分の賦課限度額を20万円から22万円に改定しました。また、課税額が軽減される所得の基準を一部緩和しました。詳しくは、市公式サイトで確認してください。



国民健康保険税の支払いを忘れずに

今年度の国民健康保険税納税通知と第2期(7月分)の納付書を7月中旬に送付します。納期限は7月31日(月)です。月々の支払いを忘れないために、口座振替をおすすめします。口座振替を希望する人は、市健康づくり課へ問い合わせてください。

【問】同課国民健康保険係 (☎ 77・8506)

後期高齢者医療の保険証や通知書などを送付

限度額適用・標準負担額減額認定証は対象者だけに送付



現在の桃色の後期高齢者医療被保険者証は、有効期限が7月31日(月)です。市は薄緑色の新しい被保険者証を7月下旬から郵送します。新しい保険証が7月31日(月)までに届かないときは、市健康づくり課へ問い合わせてください。

保険証で自己負担割合の確認を

医療費の自己負担割合は、世帯状況と前年の所得で1割、2割、3割と判定されます。保険証に記載されているので確認してください。

- 自己負担割合 ▷3割負担=同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる場合。ただし、

基準収入額適用申請ができるときは、1割か2割負担になる▷2割負担=世帯に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の人がいて、次のどちらかを満たす場合▷被保険者が本人のみで、収入が200万円以上▷被保険者が2人以上いて、被保険者全員の収入合計額が320万円以上▷1割負担=上記以外の場合

対象者に認定証を送付

現在の限度額適用・標準負担額減額認定証は、有効期限が7月31日(月)です。8月以降も対象となる人には新しい認定証が7月下旬に届きます。

通知書で保険料の確認を

毎年7月に前年度の所得に応じて保険料が確定します。7月上旬に送付する決定通知書で確認してください。

【問】同課医療年金係 (☎ 77・8503)

住民税非課税世帯などに給付金3万円を支給

世帯によって必要な手続きが異なるので注意してください

物価高騰による家計の負担を軽減するため、1世帯当たり3万円の給付金を支給します。支給対象は、6月1日時点で市内に住民票がある住民税非課税世帯と家計急変世帯です。必要な手続きを表1にまとめました。詳しくは市公式サイトで確認してください。

■表1

対象世帯	届く書類	届く時期	支給に必要な手続き	問い合わせ
【住民税非課税世帯】 世帯全員の今年度の住民税均等割が非課税の世帯 ※支給口座等通知書(桃色)か支給要件確認書(水色)のいずれかが届きます。	支給口座等通知書(桃色)	7月上旬	不要 ※通知書に書かれている振込口座を変更する場合は7月13日(木)までに返送(消印有効)	福祉課福祉総務係 ☎ 77・8512
	支給要件確認書(水色)	7月中旬	必要事項を記入し、10月31日(火)までに返送(消印有効)	
【家計急変世帯】 今年度の住民税課税者全員の収入か所得が予想せず減少するなどし、1月以降の任意の1カ月の収入か所得を12倍した額が非課税相当になる世帯			市生活支援課窓口や市公式サイトにある申請書類を、同課へ来年2月29日(木)までに提出	生活支援課支援係 ☎ 77・8177

※給付金は原則、世帯主名義の口座に振り込みます。

年金コーナー

年金保険料の免除申請は7月1日から受付開始

経済的な理由で国民年金保険料を納めることが困難なときは、一定の要件を満たせば、保険料が「免除」や「猶予」されます。ただし年度ごとに申請が必要で、対象期間は7月から来年6月までです。失業などを理由に申請するときは、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などを持ってきてください。

■申請免除制度

本人や配偶者、世帯主の前年の所得が一定額以下の場合、申請することで保険料の全額か一部(右の表参照)が免除されます。

一部が免除になったときでも、免除されなかった残りの保険料を納付しないと一部免除は無効(未納と同じ状態)です。免除されなかった残りの保険料は必ず納付してください。

■納付猶予制度

50歳未満の人で本人や配偶者の前年の所得が一

■国民年金保険料(令和5年度)

	納める保険料(月額)	年金額への反映
定額保険料	1万6520円	1
全額免除	0円	2分の1
一部免除	3/4免除	4130円
	半額免除	8260円
	1/4免除	1万2390円
納付猶予	0円	追納すれば反映

定額以下のとき、申請すれば保険料の納付が猶予されます(世帯主の所得は審査の対象外)。

【問】大牟田年金事務所 (☎ 52・5294)、市健康づくり課医療年金係 (☎ 77・8503)